年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については15万円に訂正することが必要である。

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から53年4月1日まで

平成21年12月に社会保険事務所等から、A社における私の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、厚生年金基金の標準給与月額と相違しているとの連絡があった。

申立期間について、厚生年金基金の標準給与月額と同額の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は13万4,000円となっている。

しかしながら、B厚生年金基金が管理している申立人の「加入員異動履歴照会」では、申立人の標準給与月額が、申立期間のすべてを含む昭和52年11月から53年9月までの間、申立てどおり、15万円となっていることが確認できる。

また、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書では、申立期間の始期に当たる昭和52年11月分の申立期間の標準報酬月額は15万円となっていることはもとより、B厚生年金基金が保管する申立事業所に係る厚生年金基金加入員給与月額変更届、及び当該事業所が保管する同厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員標準給与改定通知書も共に、厚生年金基金の標準給与月額は15万円となっていることが確認できる。

さらに、申立事業所において社会保険事務を担当していた者は、申立期間当時、管轄の社会保険事務所及び厚生年金基金への届出書(様式)は、5枚一式の複写式であったと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に

係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については、15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社において、最初はパート労働者として、その後の平成9年6月からは正社員と同じ8時間勤務の従業員として11年11月までの間、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成 11 年 11 月 30 日付けで申立事業所を退職し、翌 12 月 1 日付けで別の事業所に転職したことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成11年11月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所では、申立人の資格喪失日を平成11年12月1日付けとして届け出るべきところ、同年11月30日付けと誤って届け出たとして、22年2月10日付けで管轄年金事務所に「被保険者資格に関する喪失日訂正届」を改めて提出していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成11年12月1日に訂

正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成11年10月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成11年11月30日と届け出たと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 646 (事案 143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年2月までの期間及び7年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から4年2月まで

② 平成7年4月から同年6月まで

前回の申立時に、申立期間の一部については納付していたことを認められたが、私の母は生前、すべての期間において納付していたと言っていた。今回、申立期間当時に私の母が私の国民年金保険料を納付していたことを市の職員が知っていたことを思い出したので、認められなかった申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間①については、申立人又はその母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金への加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、また、社会保険庁(当時)の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが平成4年1月であることが確認できる上、申立期間①直後の4年3月から6年3月までの期間は申請免除となっており、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立期間②については、申立人は、当該期間直後の7年7月の国民年金保険料を時効直前の9年8月に過年度納付しており、この時点では、当該期間の保険料については、時効により納付することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、申立期間当時に申立人の母親が申立人の国民 年金保険料を納付していたことを市の職員が知っていると申し出ているとこ ろ、当該職員から、申立人の国民年金保険料の納付について聴取したものの、 申立人の母親が市役所に来ていたことは覚えているとしながらも、申立人の 国民年金保険料を納付していたとする証言は得られず、また、その他に委員 会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、 申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年12月まで

申立期間当時は、子どもを保育園と幼稚園に入れるためには税金等の滞納が無いことが条件であったため、国民年金保険料をさかのぼって30万円ぐらい納付した記憶がある。その後、税務署から確定申告をするようにと指導を受け、国民年金保険料の領収書等を用意した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月 21 日以降に夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、町の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「61.1.20 適用」と厚生年金保険記号番号が記載されていることから、申立人は、61 年 1 月 20 日に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の被保険者資格喪失日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、当該時点で、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録から、申立人には、昭和 61 年 2 月 10 日に納付書が発行されていることが確認できるとともに、町の国民年金被保険者名簿及び領収済通知書により、申立人は、申立期間直後の 59 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を 61 年 3 月 18 日に過年度納付していることが確認できることから、当該時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事例 461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月27日から同年8月27日まで

② 昭和25年10月2日から27年7月21日まで

③ 昭和28年2月1日から同年9月1日まで

④ 昭和29年12月12日から30年10月20日まで

現在、私は、申立期間③及び④を支給対象期間とする老齢厚生年金を受給しているところ、社会保険事務所(当時)から「新たに、当該期間とは別の厚生年金保険記号番号の、申立期間①及び②の記録が見つかり、この③及び④の期間を含めた期間に係る脱退手当金が支給されているので、現在受給中の老齢厚生年金を返納しなければならない。」との説明を受けた。

しかし、私は、申立期間②の会社を退職した際に勤務年数が2年に満たない場合には脱退手当金は支給されないと聞き、2年以上継続して勤務していない自分は受給できないものと思い、脱退手当金を請求したことはないため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和31年4月11日に支給決定されていることが確認できるところ、申立期間④の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に「重複取消236号31年3月26日」の記載が確認できる上、同名簿の記号番号(申立期間③及び④の記号番号)が申立期間①及び②の記号番号に訂正されていることが確認でき、申立人の脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、申立人に脱退手当金が支給された記録及び同給付欄の備考欄には、「混成裁定」

の記載がある上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人 に脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえる と、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

一方、申立人の年金記録については、申立期間①及び②と申立期間③及び④は、申立人の裁定請求時には、理由は不明であるが、別々の記録として管理されていたものと推認されるところ、裁定請求時に申立期間③及び④の記録のみを社会保険庁(当時)が確認し、当該厚生年金保険の被保険者期間が2年未満であったため、脱退手当金の支給の有無を確認することなく厚生年金保険の被保険者期間として裁定し、年金受給に至ったものと考えられるが、当該事情を勘案しても、現存する関連資料等から申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事例 462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から42年9月15日まで

② 昭和42年9月15日から43年10月14日まで

③ 昭和43年10月14日及び同年同月15日

私の厚生年金の記録は、昭和27年5月から43年9月までの198か月について脱退手当金を支給されたこととされているが、申立期間①以前の36年3月ごろに約11万円を受給した記憶がある。

また、私は、申立期間以降は、それまで勤務していた会社の健康保険組合に出向し、共済組合に加入したので、この時点から退職までの 90 か月分の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間を含む昭和27年5月16日から43年10月15日までの198か月について、44年4月15日に支給されていることが確認できるところ、申立期間①の事業所(申立期間③の事業所と同じ。)の被保険者原票には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できるとともに、申立期間を含む脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③の事業所を退職した約6か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間①以前の期間(108 か月)の脱退手当金は受給したこと及び当該受給したとする金額は、約 11 万円であったと述べているところ、当該金額は、申立期間を含む 198 か月分の支給額に相当することが確認できる上、申立人には共済組合への加入記録は無く、申立人が申立期間②の健康保険組合に異動した時期は昭和 42 年 9 月 15 日であり、36 年 4 月に申立期間①の事業所を退職していないことが確認できることから、申立人の主張は不自然と

言わざるを得ない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせ得る事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 463 (事案 337 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月2日から7年4月30日まで 私は申立期間中、A社B店で勤務していたにもかかわらず、当該期間にお ける厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間当時、内縁の元夫と共に申立事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

申立事業所に勤務していた当時の写真を提出し、再度の申立てを行うので、 申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間当時の申立事業所における社会保険事務担当者が、「申立人及びその内縁の夫から、社会保険等に加入させないでほしいとの要望があったので、社会保険の加入手続は行わず、社会保険料も給料から控除していなかった。」と供述していること、ii)申立事業所の元事務担当者が保管する申立期間の一部となる平成6年7月分の月別給料一覧表、及び7年1月分から同年4月分までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料等が控除されていないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の途中の平成5年10月21日を撮影日とする申立事業所に係る写真を新たに提出の上で、元同僚数人の氏名を挙げているものの、これらの元同僚は既に死亡していることなどから、申立てに関する供述等が得られない。

また、今回の申立てにおいて新たに提出された、A社の事業を引き継いだとするC社が保管する、申立事業所に係る「社員マスター一覧表」及び申立期間の一部となる平成6年中及び7年中の「年末調整一覧表」では、申立人及びその内縁の元夫の入社日は、申立期間の途中の5年2月1日と記録されていること、申立人及び元内縁の夫の6年及び7年中の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成3年4月1日まで 私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における 厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金 保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から、在職時期は明確ではないものの、申立人が2年間ほど申立事業所において勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所では、申立期間の賃金関係・社会保険関係書類を保管していないとするとともに、申立人については、臨時雇いの運転手助手であり厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

また、申立人が挙げた元同僚から聴取したところ、元同僚自身も申立事業所における臨時雇いの期間中には、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間に係る申立人の加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録では、申立人が、申立期間をすべて含む昭和63年1月から平成3年3月までの間、国民年金保険料がすべて申請免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から46年1月18日まで

私は、昭和44年8月から46年5月までの間、A社のB店及びC店で継続して勤務していたにもかかわらず、途中の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間の時期は、私が同社C店の新規開店に伴ってB店から異動した時期に当たり、その後の昭和46年5月に退職するまでの間、C店の敷地内にあった社員寮に住みながら、途切れることなく勤務したのは間違いないので、申立期間中も、同社のB店又はC店のいずれかで厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、A社C店については、厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、申立期間当時のA社B店の元社会保険事務担当者から聴取した結果、同社のC店を含む各店舗で勤務する者については、同社B店において被保険者資格を取得させていたと供述している。

しかしながら、A社B店は、平成21年5月11日付けで適用事業所ではなくなっている上、この時点の元事業主の供述では、申立期間当時の元事業主は既に死亡し、当時の関係資料も保管していないことなどから、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所のB店で一緒に勤務していたとして申立人が挙げた元同僚に加え、別の複数の元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を

得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録がオンライン記録どおり、昭和44年8月1日から45年7月21日までの期間及び46年1月18日から同年5月4日までの期間確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が、ほぼオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人は、申立事業所で途切れることなく勤務していたと主張しているものの、戸籍の附票では、申立人の住所地が、申立期間の途中の昭和45年7月30日まで申立事業所と同一市町村内にありながら、引き続く同年7月31日から46年3月13日までの間、申立事業所の所在地から著しく遠方となる、申立人が実家とした住所地へ異動している上、その直後の同年3月14日になって、申立事業所のC店の所在地と同一地へ異動していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。